

国立大学法人佐賀大学料金規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)における授業料その他の料金に関しては、この規程の定めるところによる。

(料金)

第2条 本学の授業料(附属幼稚園にあつては、保育料。)、入学料(附属幼稚園にあつては、入園料。)、検定料及びその他の料金の額は、別表のとおりとする。

別表1 授業料及び入学料(佐賀大学学則第46条)

別表2 検定料(佐賀大学学則第46条及び第57条)

別表3 楠葉寮寄宿料等(佐賀大学寄宿舍規程第9条及び第10条)

別表4 国際交流会館使用料等(佐賀大学国際交流会館規程第13条)

別表5 合宿研修所使用料(佐賀大学合宿研修所規程第9条)

別表6 公開講座講習料(国立大学法人佐賀大学公開講座規程第4条)

別表7 学位論文審査手数料(佐賀大学学位規則第7条)

別表8 文献複写料(佐賀大学附属図書館文献複写規程第6条)

別表9 受託研究員等の研究料(国立大学法人佐賀大学受託研究員規程第6条)

別表10 受託試験料金(国立大学法人佐賀大学受託試験取扱規程第4条)

別表11 非常勤講師等宿泊施設使用料金(国立大学法人佐賀大学非常勤講師等宿泊施設管理要領第5条)

別表12 役職員宿舍使用料(国立大学法人佐賀大学役職員宿舍規程第8条)

別表13 施設使用料(国立大学法人佐賀大学不動産貸付取扱要項第12条)

別表14 医学部病理解剖料(佐賀大学医学部病理解剖受託規程第4条)

別表15 医学部病理組織検査料(佐賀大学医学部病理組織検査受託規程第4条)

別表16 医学部附属病院諸料金(国立大学法人佐賀大学医学部附属病院諸料金規程第2条)

別表17 医学部附属病院研修登録医研修料(佐賀大学医学部附属病院研修登録医受入規程第8条)

別表18 医学部附属病院研修生研修料(佐賀大学医学部附属病院研修生受入規程第3条)

別表19 医学部附属病院エイズ診療従事者研修料(佐賀大学医学部附属病院エイズ診療従事者研修受入規程第7条)

別表20 医学部附属病院薬剤師実務受託研修生受入研修料(佐賀大学医学部附属病院薬剤師実務受託研修生受入規程第5条)

別表21 医学部附属病院受託実習料(佐賀大学医学部附属病院受託実習生受入規程第3条)

別表22 開示請求手数料等(国立大学法人佐賀大学情報公開規程第16条)

別表23 個人情報の開示請求手数料(国立大学法人佐賀大学個人情報ファイル簿及び個人情報の開示・訂正等に関する規程第4条第4項)

別表24 農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター宿泊施設使用料金(佐賀大学農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター宿泊施設管理要項第8条)

別表25 出版料(佐賀大学附属図書館所蔵資料の撮影、翻刻・覆刻出版及び掲載出版の取扱いに関する要項第6)

別表26 医学部附属病院 Web ページ広告掲載料等(佐賀大学医学部附属病院 Web ページ広告掲載の取扱いに関する規程第11条)

別表27 免許状更新講習受講料(国立大学法人佐賀大学免許状更新講習規程第4条)

別表２８ 特別の課程講習料（佐賀大学における特別の課程の編成等に関する規程第１７条第２項）

附 則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年１０月１日改正）

この規程は、平成１６年１０月１日から施行する。

附 則（平成１７年５月１８日改正）

この規程は、平成１７年５月１８日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。ただし、別表１６の改正規定は、平成１７年５月１日から適用する。

附 則（平成１８年３月３１日改正）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年７月２８日改正）

この規程は、平成１８年８月１日から施行する。ただし、別表２１の改正規定は、平成１８年４月１日から適用する。

附 則（平成１８年１２月４日改正）

この規程は、平成１８年１２月４日から施行する。ただし、別表第１６の改正規定中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成６年厚生省告示第５４号）別表第１医科診療報酬点数表及び別表第２歯科診療報酬点数表並びに老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成６年厚生省告示第７２号）別表第１老人医科診療点数表及び別表第２老人歯科診療報酬点数表に定める点数に１０円を乗じて得た額」を「厚生労働省の告示に定める点数表により算定した額又は同告示に定められた額」に改める部分は、平成１８年４月１日から適用し、別表第１６の改正規定中前記以外の部分並びに別表１８及び別表２１の改正規定は、平成１８年１０月１日から適用する。

附 則（平成１９年１月２９日改正）

この規程は、平成１９年１月２９日から施行し、平成１８年１１月１日から適用する。

附 則（平成１９年３月２０日改正）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年６月１５日改正）

この規程は、平成１９年６月１５日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年９月２８日改正）

この規程は、平成１９年９月２８日から施行し、平成１９年４月１日から適用する。ただし、別表１の改正規定は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月１９日改正）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年６月２３日改正）

この規程は、平成２０年７月１日から施行する。ただし、別表第１６医学部附属病院諸料金９先進医療料金中「(2)実物大臓器立体モデルによる手術計画の料金」を削る改正は、平成２０年４月１日から適用し、同先進医療料金中「(3)超音波骨折治療法の料金」を加える改正は、平成２０年６月１日から適用する。

附 則（平成２０年９月２９日改正）

この規程は、平成２０年１１月１日から施行する。ただし、別表第１６医学部附属病院諸料

金9先進医療料金中「(4) 肝切除手術における画像支援ナビゲーション（原発性肝がん，肝内胆管がん，転移性肝がん又は生体肝移植ドナーに係るものに限る。）」を加える改正は，平成20年8月1日から適用する。

附 則（平成20年11月12日改正）

この規程は，平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年2月20日改正）

この規程は，平成21年2月20日から施行し，平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日改正）

1 この規程は，平成21年4月1日から施行する。ただし，別表16医学部附属病院諸料金4新生児介補・室料の表の改正規定は，平成21年5月1日から施行する。

2 この規程による改正後の別表16医学部附属病院諸料金9先進医療料金(6) 乳がんにおけるセンチネルリンパ節の同定と転移の検索の規定は，平成21年2月1日から適用する。

附 則（平成21年6月15日改正）

この規程は，平成21年6月15日から施行する。

附 則（平成21年7月1日改正）

この規程は，平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年7月27日改正）

この規程は，平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年1月28日改正）

この規程は，平成22年1月28日から施行する。

附 則（平成22年2月19日改正）

この規程は，平成22年4月1日から施行する

附 則（平成22年3月19日改正）

この規程は，平成22年4月1日から施行する

附 則（平成22年3月29日改正）

この規程は，平成22年4月1日から施行する

附 則（平成22年6月4日改正）

この規程は，平成22年6月4日から施行し，平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月27日改正）

この規程は，平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規程は，平成23年4月1日から施行し，改正後の別表16中24ダヴィンチ手術に係る料金の規定は，平成23年3月1日から適用する。

附 則（平成23年4月19日改正）

この規程は，平成23年4月19日から施行し，平成23年4月1日から適用する。

別表 1

授業料及び入学料

区 分	授 業 料	入 学 料
学部	年額 535,800円	282,000円
大学院の研究科	年額 535,800円	282,000円
附属特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円
附属幼稚園	年額 73,200円	31,300円
研究生	月額 29,700円	84,600円
科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円

別表 2

検定料

区 分	料 金
学部	17,000円
第1段階目の選抜	4,000円
第2段階目の選抜	13,000円
大学院の研究科	30,000円
転入学・編入学・再入学	30,000円
研究生・科目等履修生	9,800円
附属幼稚園	1,600円
附属小学校	3,300円
附属中学校	5,000円
附属特別支援学校（小学部）	1,000円
附属特別支援学校（中学部）	1,500円
附属特別支援学校（高等部）	2,500円

別表 3

楠葉寮寄宿料等

区 分	料 金
寄宿料	月額 4, 3 0 0 円
共益費	月額 1, 0 0 0 円

(注) 私用に係る光熱水料(大学管理負担分は除く。)及び口座振替処理手数料は、実費とする。

別表 4

国際交流会館使用料等

区 分	料 金
留学生寄宿寮	単身室 月額 5, 9 0 0 円
	夫婦室 月額 9, 5 0 0 円
	家族室 1 1, 9 0 0 円
研究者使用料	単身室 月額 1 2, 6 0 0 円
	日割額 4 2 0 円
	夫婦室 月額 2 1, 0 0 0 円
	日割額 7 0 0 円
	家族室 月額 2 9, 7 0 0 円
	日割額 9 9 0 円
共益費	単身室 月額 1, 3 0 0 円
	夫婦室 月額 1, 5 0 0 円
	家族室 1, 6 0 0 円
ランドリー使用料	洗濯機 1 回 1 0 0 円
	乾燥機 1 回 1 0 0 円

(注) 私用に係る光熱水料(大学管理負担分は除く。)は、実費とする。

別表 5

合宿研修所使用料(唐津市神集島)

区 分	料 金
1 日当たり	2 0 0 円

別表 6

公開講座講習料

1 講 座 当 た り 時 間 数		料 金
1 時間以下		5 0 0 円
1 時間を超え	2 時間以下	1, 0 0 0 円
2 時間を超え	3 時間以下	1, 5 0 0 円
3 時間を超え	4 時間以下	2, 0 0 0 円
4 時間を超え	5 時間以下	2, 5 0 0 円
5 時間を超え	1 0 時間以下	3, 0 0 0 円
1 0 時間を超え	1 5 時間以下	3, 5 0 0 円
1 5 時間を超え	2 0 時間以下	4, 0 0 0 円
2 0 時間を超え	2 5 時間以下	4, 5 0 0 円
2 5 時間を超え	3 0 時間以下	5, 0 0 0 円
3 0 時間を超え	3 5 時間以下	5, 5 0 0 円
3 5 時間を超え	4 0 時間以下	6, 0 0 0 円
4 0 時間を超え	4 5 時間以下	6, 5 0 0 円
4 5 時間を超え	5 0 時間以下	7, 0 0 0 円
5 0 時間を超え	5 5 時間以下	7, 5 0 0 円
5 5 時間を超え	6 0 時間以下	8, 0 0 0 円
6 0 時間を超え	6 5 時間以下	8, 5 0 0 円
6 5 時間を超え	7 0 時間以下	9, 0 0 0 円
7 0 時間を超え	7 5 時間以下	9, 5 0 0 円
7 5 時間を超え	8 0 時間以下	1 0, 0 0 0 円

(注) 講義ごとの受講が認められた講義については、1 回の講義当たりの時間数を 1 講座当たりの時間数と読み替え適用することができる。

別表 7

学位論文審査手数料

区 分	料 金
1 件当たり	5 7, 0 0 0 円

別表 8

文献複写料

区 分			料 金	
			学内者	学外者
電子式複写方式による複写	A 3 判 1 枚	白黒	2 0 円	4 0 円
		カラー	6 0 円	8 0 円
リーダープリンターによる複写	A 3 判 1 枚	白黒	2 0 円	4 0 円

(注) 1 A 3 判未満も同一料金とする。

2 マイクロフィルム方式、マイクロフィッシュフィルム方式及び複写用印画紙による引き伸ばしは、外注実費料金による。

3 通信運搬費は、文献複写依頼者の実費負担とする。

別表 9

受託研究員等の研究料

区 分		研 究 期 間	研 究 料
民間等共同研究員			4 2 0, 0 0 0 円
一般の受託研究員	長期	6 か月を超えて 1 年以内	5 4 1, 2 0 0 円
	短期	6 か月以内	2 7 0, 6 0 0 円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立法人が定める 「国内留学制度」による受託研究員	長期	6 か月を超えて 1 年以内	5 4 1, 2 0 0 円
	短期	6 か月以内	2 7 0, 6 0 0 円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3 か月以内	1 3 5, 3 0 0 円
農林水産省「農業改良普及推進事業実施要領（普及職員等資質向上緊急対策事業）」による受託研究員	改良普及員	6 か月以内	2 7 0, 6 0 0 円
	専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員	3 か月以内	1 3 5, 3 0 0 円
私学研修員 専修学校研修員 公立高等専門学校研修員公立大学研修員	実験(臨床を含む)系	3 か月以内	1 0 8, 2 4 0 円
	非実験系	3 か月以内	5 4, 1 2 0 円
教員研修センター研修員		3 か月	7 5, 0 0 0 円
教職員派遣研修研究料（理科教育及び産業教育） 月額			2 5, 0 0 0 円
中国医学研修生研修料		1 年	5 4 1, 2 0 0 円
内地研究員研究費	教授 月額		2 8, 0 0 0 円
	准教授 月額		1 5, 0 0 0 円
	講師 月額		1 1, 0 0 0 円
	助教 月額		7, 0 0 0 円
	助手 月額		7, 0 0 0 円
外国人受託研修員研修料			2 2 6, 0 0 0 円

(注) 農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人とは、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、農林総合研究所及び水産総合研究センターをいう。

別表 10

受託試験料金

区 分	料 金
骨材洗い試験	1 試料 12,900円
〃 単位容積質量試験	〃 12,500円
〃 有機不純物試験	〃 6,900円
〃 すりへり試験	〃 22,200円
〃 安定性試験	〃 29,300円
〃 塩分含有量試験	〃 24,100円
〃 ふるい分け試験	〃 8,500円
細骨材比重試験	〃 15,500円
〃 吸水量試験	〃 15,500円
粗骨材比重試験	〃 11,800円
〃 吸水量試験	〃 11,800円
土の粒度試験	〃 23,900円
金属材料引張試験	〃 (1本) 4,900円
〃 曲げ試験	〃 (1本) 4,000円
コンクリート圧縮試験	〃 (1本) 2,200円
〃 曲げ試験	〃 (1本) 4,500円
超伝導高分解能フーリエ変換核磁気共鳴装置測定試験 ¹ H	1 検体 20,020円
〃 ¹³ C	〃 31,675円
粉末X線回析装置測定試験	1 時間 2,406円
DNAシーケンサー測定試験	1 検体 1,118円
X線照射装置測定試験	1 照射 8,068円
細胞ラジオトレース解析システム (MALDI-TOF MS) 測定試験	1 検体 17,623円
ガンマ線照射試験	1 照射 8,384円
透過型電子顕微鏡形態観察試験	1 検体 21,122円
透過型電子顕微鏡形態観察試験 (含試料作成)	1 検体 64,172円
DNA 塩基配列解析試験	1 検体 4,275円
DNA 塩基配列解析試験 (含試料作成)	1 検体 6,533円

別表 1 1

非常勤講師等宿泊施設使用料金

区 分		料 金	備 考
菱 の 実 会 館	シングル	3, 2 0 0 円	通年
	ツイン（1人で宿泊）	4, 0 0 0 円	〃
	ツイン（1人当たり）	2, 8 0 0 円	〃
	和室（1人で宿泊）	4, 3 0 0 円	〃
	和室（2人で宿泊）	3, 0 0 0 円	〃
	多目的室	1, 0 0 0 円	1時間当たり
	和室	5 0 0 円	〃
思 誠 館	シングル	2, 0 0 0 円	通常期
		2, 2 0 0 円	冷・暖房期
	集会室	5 0 0 円	1時間当たり

別表 1 2

役職員宿舎使用料

種 別	専 用 面 積	宿舎使用料	自動車保管使用料
学長宿舎	1 9 4 . 1 3 m ²	1 5 , 1 2 6 円	1 台当たり 2 , 4 1 2 円
事務局長宿舎	7 3 . 7 1 m ²	6 , 4 9 3 円	
本庄西宿舎	5 6 . 3 8 m ²	8 , 3 4 4 円	
一本杉宿舎	6 3 . 7 2 m ²	1 0 , 1 4 3 円	
八戸溝宿舎	6 4 . 4 1 m ²	1 1 , 2 6 4 円	
	6 2 . 2 4 m ²	1 0 , 9 1 2 円	
	7 0 . 7 5 m ²	1 6 , 4 5 0 円	
	9 2 . 5 3 m ²	2 5 , 8 5 2 円	
鍋島宿舎	5 6 . 9 0 m ²	9 , 8 5 6 円	
	5 7 . 2 3 m ²	1 0 , 0 3 2 円	
大和町宿舎	4 7 . 3 1 m ²	7 , 1 9 1 円	
	6 3 . 3 6 m ²	1 2 , 3 4 8 円	
看護師宿舎	2 3 . 1 3 m ² ～ 2 4 . 8 4 m ²	0 円	
	2 7 . 0 9 m ² ～ 2 9 . 9 8 m ²	0 円	
医学部宿舎	2 4 . 8 3 m ² ～ 2 4 . 8 8 m ²	3 , 8 5 5 円	

別表 1 3

施設使用料

種 別	区 分	料 金 (1 m ² ・1 時間当たり)	適 用
教室等	講堂 講義室 教室 実習室 その他	6. 0 7 6 円	「国立大学法人佐賀大学不動産貸付取扱要項」によるものとし、以下のとおりとする。 1 施設使用料については「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」(昭和33年蔵管第1号)の使用料算定基準を準用し、その都度算出する。 2 施設の使用に伴う電気料、水道料、冷暖房料等は、別途実費を徴収する。
屋内体育施設	体育館 武道場(本庄)	1. 3 9 円	
	格技体育館(鍋島)	1. 1 6 円	
屋外体育施設	運動場 野球場 テニスコート プール	(算定根拠) 使用料＝使用許可財産の相続税評価額×期待利回り (算定根拠) 1 日の使用料＝使用許可面積(m ²)×相続税評価額(m ² 単価)×期待利回り÷365日×(使用時間／24時間)×1. 05 【円未満切捨て】	
その他	学長宿舍多目的ホール	1 時間当たり 7 0 0 円	1 室料金

別表 1 4

医学部病理解剖料

区 分	料 金
解剖料 1 体につき	1 0 5, 0 0 0 円

別表 1 5

医学部病理組織検査料

検査料は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)の別表第1医科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して計算した額)とする。

別表 16

医学部附属病院諸料金

医学部附属病院（以下「病院」という。）において徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、厚生労働省の告示に定める点数表により算定した額又は同告示に定められた額（ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に100分の105を乗じて得た額）とする。

1 特別室加算料金

区 分	料 金
特等室	13,650円（13,000円）
1等室（A）	3,675円（3,500円）
1等室（B）	3,150円（3,000円）

- (注) (1) 括弧書の料金は、消費税法で非課税とされる医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当する場合であり、別表16各号において同様とする。
- (2) 入院又は退院当日の特別室使用料は、入院又は退院時の時間にかかわらず、1日分の料金とする。
- (3) 転室した日の特別室使用料は、転入した病室の料金とする。
- (4) 患者の希望により病室の患者収容定員を減じて入室させた場合の特別室使用料は、当該病室の等級を相当級に繰り上げた額を基準として、その都度病院の長が定める。

2 分べん介助料

区 分	料 金		
	分べん終了時間	在胎週数21週まで	在胎週数22週以降
分べん介助料（1児につき）	6:00～22:00	160,000円	190,000円
	22:00～6:00	192,000円	222,000円
多児の場合の加算額（1児につき）	6:00～22:00	80,000円	110,000円
	22:00～6:00	96,000円	126,000円

3 避妊リング挿入・抜去料

区 分	料 金
避妊リング挿入料	1回につき 21,000円
避妊リング抜去料	1回につき 10,500円

4 新生児介補・室料

区 分	料 金
1日につき	10,000円

5 人工授精料

区 分	料 金
1回につき	5,250円

6 先天性代謝異常検査のための採血料

区 分	料 金
1 回につき	2, 5 0 0 円

7 文書料（法令に基づき無料で交付するものを除く。）

区 分	料 金
診断書料	1 通につき 2, 1 0 0 円
死亡診断書（死体検案書）料	1 通につき 3, 1 5 0 円
特殊診断書料	1 通につき 5, 2 5 0 円
証明書料	1 通につき 2, 1 0 0 円
特殊証明書料	1 通につき 5, 2 5 0 円
特定疾患臨床調査個人票（新規用）	1 通につき 5, 2 5 0 円
特定疾患臨床調査個人票（更新用）	1 通につき 3, 1 5 0 円
小児慢性特定疾患医療意見書（新規用）	1 通につき 5, 2 5 0 円
小児慢性特定疾患医療意見書（更新用）	1 通につき 3, 1 5 0 円
受診命令診断書料 （銃砲刀剣類所持許可者）	1 通につき 5, 2 5 0 円

8 薬剤容器料

区 分	料 金
1 個につき	1 0 5 円（1 0 0 円）

9 先進医療料金

(1) インプラント義歯

区 分	料 金
インプラント義歯 1 顎につき 支持連結装置・上部構造材料 は、使用数に応じ、加算	ブローネマルクシステム 3 5 1, 0 5 0 円
	スプラインインプラントシステム 3 4 7, 6 6 0 円
支持連結装置材料 1 組につき	ブローネマルクシステム 7 7, 2 2 0 円
	スプラインインプラントシステム 6 4, 0 5 0 円
上部構造材料 1 歯につき	7 8, 0 1 0 円

(2) 顎顔面補綴治療

区 分	料 金
手術を伴う治療（補綴治療を含む）	1 級 5 5 8, 8 0 0 円
補綴治療	2 級 1 3 5, 7 0 0 円

(3) 超音波骨折治療法

区 分	料 金
一連の治療につき	1 3 3, 7 1 0 円

(4) 肝切除手術における画像支援ナビゲーション（原発性肝がん、肝内胆管がん、転移性肝がん又は生体肝移植ドナーに係るものに限る。）

区 分	料 金
1 回につき	2 2, 7 1 0 円

(5) 硬膜外腔内視鏡による難治性腰下肢痛の治療（腰椎椎間板ヘルニア，腰部脊椎管狭窄症又は腰椎手術の実施後の腰下肢痛（保存治療に抵抗性のものに限る。）に係るものに限る。）

区 分	料 金
1 手術につき	1 5 3, 2 0 0 円

1 0 2 0 0 床以上の病院における初診時負担額

区 分	料 金
紹介なし患者の紹介率が80%のとき	4, 200円 (4, 000円)
紹介なし患者の紹介率が60%以上80%未満のとき	3, 150円 (3, 000円)
紹介なし患者の紹介率が50%以上60%未満のとき	2, 625円 (2, 500円)
紹介なし患者の紹介率が50%未満のとき	1, 575円 (1, 500円)

1 1 治験の特定療養費支給対象外となる料金

(1) 平成8年4月から治験期間中の診療のうち、治験期間内に実施される全ての検査及び画像診断並びに当該治験の対象とされる薬物の予定される効能又は効果を有する医薬品に係る投薬及び注射に要する費用は治験依頼者の負担とし、それ以外の費用は特定療養費の支給対象として取り扱うものとする。
(2) 上記の治験依頼者の負担となる費用については、本文により算出し、原則診療月の翌月に治験依頼者に対し請求するものとする。

1 2 病衣貸与料

区 分	料 金
1日につき	70円 (67円)

1 3 診療情報の提供に係る料金

区 分			料 金
診療録等複写料 (電子式複写)	カラー	1枚につき	20円
	白黒	1枚につき	10円
エックス線フィルム複写料	半 切	1枚につき	790円
	大 角	1枚につき	660円
	大四ツ切	1枚につき	560円
	四ツ切	1枚につき	470円
	六ツ切	1枚につき	360円
CD-R複写料		1枚につき	2, 100円

1 4 長期入院のために選定療養の対象となった患者の負担額

所定点数に10円を乗じた額から特定療養費を控除し、その額に消費税相当額を加算した額

15 歯科領域の諸料金

1 保険適用外の料金

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
保存科		培養検査	2,520
鑄造歯冠修復料(インレー・アンレー)		十感受性試験	4,620
白金加金		歯周病原性菌血清抗体価検査	4,620
大白歯	33,485	歯科ドック専門外来	16,065
前歯・小臼歯	32,370		
金合金		補綴科	
大白歯	32,870	支台築造料	
前歯・小臼歯	31,960	白金加金	16,620
チタン(前歯・小臼歯・大白歯)	30,795	金合金	16,205
ハイブリットセラミックレジンインレー	29,560	金パラ銀合金	14,965
ポーセレンインレー	30,770	チタン	14,465
隣接面加算料(1面)	10,295	仮義歯料	
咬頭被覆料	12,025	全部床	107,885
診断料		9～14歯欠損床	92,690
歯周疾患診断料	9,770	1～8歯 "	77,765
写真診断料	5,475	アタッチメント・テレスコープ設計料(1装置)	56,640
歯肉テスト料		金属アレルギー検査料(1試料分)	3,245
(ポケット浸出液定量)	10,525	ろう着料(1か所)	
歯槽骨テスト料		白金加金	7,600
(形態分岐部)	8,915	金合金	7,515
習癖テスト料		陶材焼付用合金	9,250
(口呼吸・舌習癖)	4,610	アタッチメント	10,715
う蝕の電気診断料	3,595	根面キャップ料	
処置料		白金加金	17,960
習慣矯正指導料	4,815	金合金	17,135
オーラルスクリーン料(装着料含む)	28,220	チタン	14,195
" 監視料	4,305	隙	
ファルカプラスティー	5,915	白金加金	15,440
トンネリング	9,825	金合金	15,235
歯根分割	10,685	チタン	14,855
漂白処置料	6,380	全部鑄造冠料	
歯槽骨欠損修復料		白金加金	62,720
(燐酸カルシウム系)	17,410	金合金	62,805
口腔衛生相談指導料		チタン	58,260
(歯周疾患)	9,775	前装冠料	
病的移動歯の復位処置		(硬質)レジン前装冠	
床装置によるもの	32,855	白金加金	69,530
アップライトを主にしたもの	43,475	金合金	68,705
歯の挺出		チタン	65,240
磁性アタッチメント応用法	28,005	14k	59,030
ノンフラー型接着性レジン応用法	7,255	金パラ	56,710
歯根分割後の分離処置	43,475	ハイブリットセラミック冠	
細菌検査		(硬質)レジン前装冠料準用	
ペリオチェック	8,820	陶歯前装冠	
GTR法(選択加算)		白金加金	75,455
膜(吸収性膜を含む)	28,615	金合金	74,635
歯周組織誘導剤	33,850	陶材焼付冠	78,005
根管内細菌嫌気培養検査		チタン	70,915

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
陶材焼付用チタン	71,555	14k	59,850
歯冠継続歯料		金パラ	58,275
レジン前装金属裏装		前歯・臼歯部	
白金加金	72,850	オールハイブリットセラミック	66,780
金合金	72,030	有床義歯料	
チタン	68,830	金属床義歯（維持装置等を含む）	
陶歯前装金属裏装		12～14歯欠損床	
白金加金	75,615	白金加金	321,655
金合金	74,795	金合金	307,745
チタン	71,340	特殊合金	200,060
全部レジン冠		チタン合金	287,440
白金加金	73,185	9～11歯欠損床	
金合金	72,360	白金加金	274,340
チタン	68,965	金合金	259,810
全部陶歯冠		特殊合金	189,200
白金加金	75,385	チタン合金	239,505
金合金	74,565	5～8歯欠損床	
チタン	70,800	白金加金	228,445
全部被覆冠（オールセラミック冠を含む）		金合金	213,910
ジャケット冠陶材	79,860	特殊合金	178,595
オールハイブリットセラミック	75,705	チタン合金	206,230
橋体		1～4歯欠損床	
前歯部		白金加金	181,855
レジン前装金属裏装		金合金	167,635
（ハイブリットセラミック前装を含む）		特殊合金	161,215
白金加金	66,200	チタン合金	159,490
金合金	65,380	レジン床義歯（人工歯は含むが、維持装置等は含まない）	
チタン	61,790	9～14歯欠損	170,065
14k	66,490	1～8歯欠損	135,295
金パラ	64,170	特殊義歯料（維持装置等を含む）	
陶歯前装金属裏装		全部床	179,325
白金加金	75,380	9～14歯欠損床	144,545
金合金	74,560	1～8 "	127,365
陶材焼付用合金	76,495	軟質裏装材によるリベース料	32,140
チタン	71,120	軟質裏装義歯（レジン床）	
陶材焼付用チタン	71,255	全部床	191,335
臼歯部		9～14歯欠損床	153,490
金属		1～8 "	120,475
白金加金	61,400	鑄造バー	
金合金	60,575	白金加金	29,965
チタン	56,885	金合金	28,320
陶歯・陶材		特殊合金	17,005
白金加金	75,235	チタン合金	26,655
金合金	74,415	鉤	
陶材焼付用合金	79,780	鑄造鉤	
チタン	70,620	白金加金	24,595
陶材焼付用チタン	73,835	金合金	24,105
レジン前装金属裏装		特殊合金	21,985
白金加金	61,005	チタン合金	25,655
金合金	60,270	屈曲鉤	
チタン	56,700	白金加金	18,655

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
特殊合金	17,865	口腔外科	
フック・スパー・スティー・レスト料		根端充填料	2,085
鑄造フック・スパー・スティー・レスト		便宜抜去	
白金加金	16,145	前歯	1,655
金合金	15,730	臼歯	2,870
特殊合金	13,955	難抜歯	5,075
チタン合金	15,765	埋伏歯	11,025
屈曲フック・スパー・スティー・レスト		下顎完全埋伏智歯（骨性）	12,130
白金加金	11,195	下顎水平埋伏智歯	12,130
臼歯金属歯料		歯の移植術（歯根完成歯）	19,800
白金加金	19,935	歯の移植・再植に係る根管治療・	
金合金	19,520	管理及び予後判定	21,130
金パラ銀合金	18,280	上顎洞底挙上術	
チタン	19,250	上顎洞底挙上術（口腔内片側）	65,450
特殊合金	19,175	〃（口腔内両側）	95,115
テレスコープクラウン		〃（口腔外両側）	175,840
白金加金	90,940	矯正用アンカーインプラント埋入術（A）	53,655
金パラ銀合金	85,405	インプラント材使用加算	
可撤式メタルオンレー		アンカープレート2枚目以上1枚目当り	19,845
白金加金	97,650	アンカースクリュー4本目以上1本当り	4,410
金合金	84,840	矯正用アンカーインプラント埋入術（B）	36,330
金パラ	63,315	発音嚥下補助装置用金属床	156,870
ミーリング装置（1歯分）		発音嚥下補助装置の付加料	25,935
支台歯	87,490	発音嚥下補助装置の調整料	3,465
支台歯バー・ダミー	83,235		
特殊義歯修理料	20,275	小児歯科	
マウスガード（マウスプロテクター）	21,475	保険料	
簡易型マウスガード	5,215	診断料	7,400
睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床	49,860	検査料	8,935
ラミネートベニア	59,135	装置料	
補綴前処置としての残根挺出	25,095	単純可撤式（片）	20,375
唾液分泌機能検査	10,185	複雑可撤式（片）	26,090
嚥下補助床	61,110	バンド・ループ	12,995
下顎運動機能検査	15,855	クラウン・ループ	13,825
金属スプリント（接着性、可撤式を含む）		クラウン・ループ（鑄造）	
白金加金	232,535	金パラ銀合金	42,540
チタン	212,290	クラウン・ディスタル・シュー	19,520
その他の合金	158,225	クラウン・ディスタル・シュー（鑄造）	
磁性アタッチメント		金パラ銀合金	52,270
（根面キャップ料は別に算定）		リンガルアーチ型	20,240
インプラント仮封冠（1歯分）	10,735	調整料	
インプラント関連補綴料		単純	2,185
インプラント補綴設計料		複雑	5,230
（1人工歯根につき）	83,525	定期観察料	10,120
人工歯、アタッチメント		小児定期観察料	
（アバットメントを含む）		簡単な検査を含む	4,735
	使用材料	主に口腔内検査	2,185
	の購入価	歯列誘導料	
	格に100	診断料	18,490
	分の105	検査料	19,480
	を乗じた	装置料	
	額		

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
単純	21,255	機能検査	
複雑 (1)	27,630	顎運動機能検査	31,940
複雑 (2)	42,365	生体振動解析	12,190
保定	17,255	染色体検査	23,705
異所萌出誘導装置	9,370	分染法加算	4,410
調整料		形態異常病因検査	9,345
単純	2,375	セットアップモデル	39,860
複雑	7,595	診断料	30,040
経過観察料(複雑)	5,995	基本施術料	160,885
経過観察料(単純)	1,050	基本施術料(少数歯)	56,500
歯列誘導相談料	4,625	装置料	
口腔衛生指導料		舌側弧線装置(片顎)	36,750
小児刷掃指導料	690	唇側弧線装置(片顎)	31,935
母子口腔保健指導料	2,310	全帯環式矯正装置(片顎)	86,530
		ダイレクトボンディング装置(片顎)	
予防歯科		金属ブラケット	86,595
口腔衛生指導料	3,965	プラスチックブラケット	87,675
刷掃指導料	3,670	セラミックブラケット	98,295
歯面塗布料	2,585	NiTi使用加算(片顎1回限)	7,745
" (家庭管理)	4,050	セクショナルアーチ(8歯以下)(片顎)	47,685
検査料		インダイレクトボンディング装置(片顎)	103,750
口臭検査料(ガスセンサー、 官能検査)	805	機能的顎矯正装置	59,585
口臭ガスクロマト検査料	4,925	" (拡大ネジ付)	68,710
う蝕のリスク診断	4,095	床矯正装置(片顎)	38,260
う蝕のリスク診断	8,820	拡大床矯正装置(片顎)	44,450
機械的歯面清掃	2,630	Wタイプ拡大装置	47,990
		急速拡大装置	49,410
		" (スケルトン型)	49,180
歯科放射線科		ヘッドギアー	36,880
CT検査	16,835	チンキャップ	30,145
多層断層撮影	6,815	前方牽引装置	
顎関節撮影		マスクタイプ	46,435
シュラー氏法(4画像)	2,760	ホルンタイプ	48,750
眼窩関節法(2画像)	1,780	ホールディングアーチ	31,980
MRI検査	20,410	リップバンパー	31,280
CT画像再構築処理	12,495	タングクリブ(可撤・固定)	41,490
診療情報の提供に係る料金		スライディングプレート	28,380
頭部X線規格撮影:		オーラルスクリーン	21,460
セファログラフィー(デジタル画像)	4,515	ダイナミックポジショナー	62,165
X線画像複製料(デジタル画像)	2,100	ヘッドギアー付ダイナミックポジショナー	72,020
パノラマ撮影(デジタル画像)	4,410	可撤式保定装置(片顎)	38,125
頭部単純撮影(デジタル画像)	4,515	固定式保定装置(片顎)	29,145
		FSWリテーナ	15,980
矯正科		リンガルブラケット	243,495
相談料	4,625	パラタルバー	31,185
基本検査料	76,530	咬合力検査	10,500
補足検査料	78,840	調節料	5,815
特殊検査料		観察料	3,700
形態検査		転医資料料	17,130
コンピューター解析検査	4,685	口腔衛生指導料	5,465
顔貌形態予測	11,165		

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
装置修理料 (共通)	各装置料 の50%	インプラント材	
		定価 25,000円 未満	38,650
		〃 定価 25,000円 以上	
インプラント材植立料 (共通)		30,000円 未満	40,855
相談料	2,195	〃 定価 30,000円 以上	44,160
基本検査料	8,855	複数本数埋入加算 (7～10本 まで、1本当り)	
〃 (デジタル画像)	9,900	インプラント材	
顎骨精密検査・植立可否診断		定価 25,000円 未満	44,195
基本診療料	675	〃 定価 25,000円 以上	
顎骨精密検査・植立可否診断 (選択加算)		30,000円 未満	46,400
紹介状作成	3,200	〃 定価 30,000円 以上	49,705
X線検査 (大判4枚)	16,085	複数本数埋入加算 (11本以上 1本当り)	
〃 (パントモ1枚)	5,260	インプラント材	
ステント作成・調整料		定価 25,000円 未満	56,685
1～6歯	10,850	〃 定価 25,000円 以上	
7～10歯	13,055	30,000円 未満	58,890
11歯以上	18,570	〃 定価 30,000円 以上	62,195
診断用ベアリングを加えた 場合 (加算)		埋入インプラント新規使用加算 (1本につき)	
1～6歯	3,000	インプラント埋込時、骨の緻 密度などの理由により植立途 中で断念、同日別のインプラ ントをさらに使用した場合	
7～10歯	5,000	インプラント材	
11歯以上	7,000	定価 25,000円 未満	27,565
診断用ワックスアップ		〃 定価 25,000円 以上	
1歯	6,120	30,000円 未満	29,770
1歯増す毎に	4,090	〃 定価 30,000円 以上	33,075
(矯正を伴う) セットアップモデル		口腔内洗浄料	675
1～6歯	6,440	口腔外科後処理料	675
7～10歯	8,645	一次手術後観察料	675
11歯以上	10,300	インプラント材植立 (二次手術)	
直接顎骨診査料 (測定用釘打 ち込み)	21,590	基本診療料	675
機能訓練用・診査用義歯作成	76,915	インプラント材植立料 (二次 手術)	20,410
全身精密検査・診断		治療用アバットメント使用 加算 (1歯当り)	7,060
基本診療料	675	口腔内診断料	675
全身精密検査・診断 (選択加算)		定期観察料	1,665
心電図	1,655		
血液検査	12,800		
紹介状作成	3,200		
インプラント材植立 (一次手術)			
基本診療料	675		
インプラント材植立料 (一次手術) 1本目 (選択)			
インプラント材			
定価 25,000円 未満	134,700		
〃 定価 25,000円 以上			
30,000円 未満	136,905		
〃 定価 30,000円 以上	140,210		
複数本数埋入加算 (2～6本 まで、1本当り)			

区 分	金 額	区 分	金 額
	円		円
【 加算項目 】			
(診療行為の都度徴収)			
デジタル撮影加算 (1枚当り)	675		
パノラマ撮影加算 (1枚当り)	5,260		
スタディーモデル (複雑) 採得加算	555		
アタッチメント(アバットメントを含む)	使用材料 の購入価 格に100 分の105 を乗じた 額		
歯科麻酔科			
局所麻酔薬アレルギーテスト	4,545		
表面電極通電療法	5,580		
針治療	3,600		
針通電療法	4,905		
灸	2,405		

2 差額徴収の対象となる料金

区 分	差 額 徴 収 額
(保存科,補綴科,小児歯科領域) 鑄造歯冠修復料 白金加金又は金合金 前歯 歯冠継続歯料 白金加金又は金合金 前歯	使用材料の購入価格から健康保険法の規定による療 養に要する費用の額の算定方法別表第2歯科診療報酬 点数表の第2章第12部第2節に定める使用材料料の 点数に10円を乗じて得た額を控除した額に100分 の105を乗じて得た額

3 特定療養費に係る金属床総義歯の料金

1 床 当 た り の 価 格	徴 収 額
白金加金(上顎・下顎) 410,900円 金合金(上顎・下顎) 386,900円 特殊合金(上顎・下顎) 188,600円 チタン合金(上顎・下顎) 287,800円	左記に定める1床当たりの価格から特定療 養費を控除した金額に100分の105を乗じ て得た額

4 特定療養費に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

区 分	徴 収 額
フッ化物局所応用(1口腔1回につき) 2,100円	左記に定める価格に100分の 105を乗じて得た額

1 6 医師面談料

区 分	料 金
1 回につき	5, 2 5 0 円

1 7 セカンドオピニオン外来相談料

区 分	料 金
基本料金（6 0 分以内）	1 5, 7 5 0 円
延長料金（3 0 分ごと）	5, 2 5 0 円

1 8 遺伝カウンセリング料

区 分	料 金
1 回につき	5, 2 5 0 円

1 9 新生児聴覚検査料

区 分	料 金
1 回につき	1 0, 6 2 6 円

2 0 自費診療単価（交通事故）

区 分	料 金
1 点につき	1 5 円

2 1 死亡時画像（Ai）検査料（外部機関等からの依頼分に限る。）

区 分	料 金
C T 撮像料金	3 1, 3 0 0 円
読影料金	2 2, 4 0 0 円
C T 検査料金（読影を含む）	5 3, 7 0 0 円

2 2 リンパ浮腫外来に係る料金（1 回につき）

区 分	料 金
各種相談・指導料	2, 1 0 0 円
弾性包帯装着料	3, 1 5 0 円
徒手リンパドレナージ施術料（初回）	6, 3 0 0 円
徒手リンパドレナージ施術料（2 回目以降）	4, 2 0 0 円

2 3 母乳外来に係る料金（1 回につき）

区 分	料 金
乳房管理指導料	3, 1 5 0 円

2 4 ダヴィンチ手術に係る料金（1回につき）

区 分	料 金
胃がん手術料	1, 000, 000 円
食道がん手術料	1, 400, 000 円
大腸がん手術料	1, 400, 000 円
肝切除術料	1, 400, 000 円
膵頭十二指腸切除術料	1, 500, 000 円
膵体尾部腫瘍切除術料	950, 000 円

2 5 特別に定める診療等の料金

社会保険，社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及び徴収方法は，当該法令又は協定等に定めによるもののほか，規定により難しいものについては，個々の診療等の料金徴収の都度，病院長が定める。

別表 17

医学部附属病院研修登録医研修料

区 分	料 金
月額	6, 3 0 0 円

別表 18

1 医学部附属病院研修生研修料

区 分	料 金
救急救命士	日額（24時間）2, 5 0 0 円
上記以外	日額 1, 0 5 0 円

2 高額な申出があった場合の医学部附属病院研修生研修料

区 分	料 金
薬剤師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等の医療に関する職種の免許を有する者又は日本薬剤師会等の医療関係団体等から上記1に定める研修生研修料より高額な申出があるとき。	当該申出の金額

別表 19

医学部附属病院エイズ診療従事者研修料

区 分	料 金
医師・歯科医師研修料	日額 2, 6 2 5 円
看護師等医療技術者研修料	日額 1, 2 6 0 円

別表 20

医学部附属病院薬剤師実務受託研修生受入研修料

区 分	料 金
2 か月	6 0, 8 0 0 円
1 0 か月	3 0 4, 0 0 0 円

別表 2 1

1 医学部附属病院受託実習料

区 分		料 金
救急救命士	日額（24時間）	2,500円
薬剤師	週（5日）	35,000円
看護師・助産師・保健師	日額	630円
上記以外	日額	1,050円

2 高額な申出があった場合の医学部附属病院受託実習料

区 分	料 金
薬剤師，看護師，臨床検査技師，診療放射線技師等の医療技術者等を養成する公立，私立の学校若しくは養成所又は日本薬剤師会等の医療関係団体等から上記1に定める受託実習料より高額な申出があるとき。	当該申出の金額

別表 2 2

開示請求手数料

法人文書の種別	区 分	料 金
書面による開示請求手数料	1 件につき	3 0 0 円
電子情報処理組織(オンライン)による開示請求の場合	1 件につき	2 0 0 円

開示実施手数料

法人文書の種別	区 分	料 金
1 文書又は図画（2の種別から4の種別まで又は8の種別に該当するものを除く。）	イ 閲覧	1 0 0 枚までごとににつき 1 0 0 円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 1 0 0 円に 1 2 枚までごとに 7 6 0 円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙 1 枚につき 1 0 円（A 2 判については 4 0 円，A 1 版については 8 0 円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 2 0 円（A 2 判については 1 4 0 円，A 1 版については 1 8 0 円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 1 2 0 円（縦 2 0 3 ミリメートル，横 2 5 4 ミリメートルのものについては 5 2 0 円）に 1 2 枚までごとに 7 6 0 円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 5 0 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスク）	1 枚につき 1 0 0 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額

	クの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1 枚につき 1 2 0 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
	リ 情報通信技術利用法の適用による方法	当該文書又は図画 1 枚につき 1 0 円
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 1 0 円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 2 9 0 円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 8 0 円（A 3 判については 1 4 0 円，A 2 判については 3 7 0 円，A 1 判については 6 9 0 円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 1 0 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 3 0 円（縦 2 0 3 ミリメートル，横 2 5 4 ミリメートルのものについては 4 3 0 円）
4 スライド（9 の種別に該当するものを除く。）	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 3 9 0 円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 1 0 0 円（縦 2 0 3 ミリメートル，横 2 5 4 ミリメートルのものについては 1，3 0 0 円）

5 録音テープ（9の種別に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の種別、6の種別又は8の種別に該当するものを除く。）	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付（二に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格 X0606 及び X 6281 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格 X6241 に適合する直径	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額

	120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
	チ 電子情報処理組織を使用する方法	1 ファイルにつき 210 円
	リ 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヌ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円（日本工業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円，国際規格 14833，15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円，10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ル 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円（日本工業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円，国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ヲ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円（日本工業規格 X6129，X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円，1,300 円又は 1,750 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円

	ロ ビデオカセット テープに複写した ものの交付	6,800円（16ミリメートル映画 フィルムについては13,000円、 35ミリメートル映画フィルムにつ いては10,100円）に記録時間1 0分までごとに2,750円（16ミ リメートル映画フィルムについては 3,200円、35ミリメートル映画 フィルムについては2,650円）を 加えた額
9 スライド及び録音テープ （行政機関の保有する情報の 公開に関する法律施行令第9 条第5項に規定する場合にお けるものに限る。）	イ 専用機器により 再生したものの視 聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセット テープに複写した ものの交付	5,200円（スライド20枚を 超える場合にあっては、5,200 円にその超える枚数1枚につき11 0円を加えた額）

（注）（1） 1の種別ハ若しくはニ、2の種別ハ又は7の種別ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

（2） 開示実施手数料は、選択された開示の実施方法に応じて定められた算定方法に従って計算する。計算した基本額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額とする。

別表23

個人情報の開示請求手数料

請 求 の 区 分	区 分	料 金
書面による開示請求の場合	1件につき	300円
電子情報処理組織（オンライン）による開示請求の場合	1件につき	200円

別表24

農学部附属資源循環フィールド科学教育研究センター宿泊施設使用料金

区 分	料 金	備 考
本学の教職員・学生	650円	
上記以外の者	900円	

別表25

出版料

出版料は、翻刻・覆刻出版又は掲載出版に係る出版物の本体価格（税抜価格）に、当該出版物の翻刻・覆刻又は掲載に該当する部分の頁数を当該出版物の総頁数で除して得た数値、100分の3及び当該出版物の発行部数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を四捨五入した額）について、さらに100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた額）とする。
--

別表 2 6

1 医学部附属病院W e b ページ広告掲載料

区	分	料	金
1 枠につき	月 額	2 0 , 0 0 0 円	

2 高額な申出があった場合の医学部附属病院W e b ページ広告掲載料

区	分	料	金
広告主から上記 1 に定める医学部附属病院W e b ページ広告掲載料より高額な申出があるとき。		当該申出の金額	

別表 2 7

免許状更新講習受講料

区	分	料	金
1 時間当たり		1 , 0 0 0 円	

別表 2 8

特別の課程講習料

区	分	料	金
1 時間当たり		1 , 0 0 0 円	